

寄付申込書

公益財団法人 神奈川芸術文化財団
理事長 玉村和己 殿

公益財団法人神奈川芸術文化財団（以下、財団）の事業目的に賛同し、「ご寄付いただくにあたっての同意事項」に同意し、下記の通り寄付を申し込みます。また、寄付金の使途及び寄付金の管理運営方法については、財団に委任します。

お 申 込 日	年 月 日		
お名前又は法人名 (ご所属・ご担当者名)	(ふりがな)		
ご 住 所			
電 話 番 号		FAX 番 号	
メールアドレス			
ご寄付額 金 円			
寄附金受領証明書	必要 ・ 不要 ※書類送り先がお申込者住所と異なる場合、備考欄にご記入下さい		
ご芳名掲載の可否	掲載可 ・ 不可 ※WEB サイト等にご芳名を掲載いたします		
(備考欄) ※ご連絡事項がある場合、こちらの欄もご利用ください。			

申込書送付先

メール：shien@kanagawa-af.org FAX：045-663-3714

郵 送：〒231-0023 横浜市中区山下町 3-1

公益財団法人 神奈川芸術文化財団 経営企画課宛

<お問い合わせ先>

公益財団法人神奈川芸術文化財団 経営企画課

T E L：045-222-0551 (平日 9:00~17:00)

メール：shien@kanagawa-af.org

ご寄付いただくにあたっての同意事項

この度は公益財団法人神奈川芸術文化財団へのご寄付をご検討いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

下記事項にご同意の上、お申込みを頂きますようお願い申し上げます。

- 1、一度受領した寄付金は返還いたしません。

- 2、下記に該当する場合は、寄付金を受け取ることができません。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄付者と当財団で利益相反がある場合
 - ③ 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ④ 寄付金等の受け入れに起因して、当財団に著しい資金負担が生ずる場合
 - ⑤ 寄付者が暴力団等の反社会勢力に該当する場合
 - ⑥ 寄付者が⑤に記載の勢力との関与があると認められる場合
 - ⑦ その他当財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当財団が受け入れることが社会通念上不適当と認められる場合

- 3、寄付金受領後に上記2に記載した事項が判明した場合は、当財団の判断において寄付金の受け入れを取り消します。この場合、寄付金は寄付者に返金いたします。

- 4、寄附金受領証明書の再発行はいたしかねます。ご了承ください。

- 5、ご記入いただいた個人情報は、公益財団法人神奈川芸術文化財団個人情報保護方針に基づいて厳重に管理のうえ利用いたします。

お問い合わせ先

〒231-0023

神奈川県横浜市中区山下町3-1 県民ホール内

公益財団法人 神奈川芸術文化財団

経営企画課 寄付担当

T E L : 045-222-0551

メール : shien@kanagawa-af.org